

佐賀県告示第 297 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和 2 年度木材業者及び製材業者の登録事項を次のとおり変更した。

令和 2 年 11 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木武第1号	令和2年11月16日	変更前	武雄市山内町大字三間坂甲12502番地	有限会社下製材所	代表取締役 下 健二
		変更後	〃	〃	代表取締役 頼本 晋吾

製材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐製武第1号	令和2年11月16日	変更前	武雄市山内町大字三間坂甲12502番地	有限会社下製材所	代表取締役 下 健二
		変更後	〃	〃	代表取締役 頼本 晋吾